

2017年11月24日

第56回櫛祭本部 財務局

会計ノートの提出・展示援助金の支給について

展示団体で展示援助金の申請をした団体には、

12月1日(金)の13時までに、櫛祭本部へ会計ノート提出して頂きます。会計ノートの提出が遅れますと、展示援助金の査定に大きく影響します。

また、展示援助金支給対象となる領収証は、11月30日(木)までとなります。ご注意ください。

展示援助金は提出して頂いた会計ノート及び売上申告書を基に支給額が確定いたします。2018年2月13日(火)～2月20日(火)の間に指定された口座に振込みをする予定ですので、ご確認下さい。なお、上記の期間内に振り込み、確認の電話がなかった場合は、当該年度の援助金支給対象外ということになりますので、ご了承下さい。

質問等ございましたら、櫛祭本部財務局までメールでお問い合わせ下さい。